

參考資料

参考資料1 北上市文化芸術基本条例

北上市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の創造性を育み、感性を豊かにし、安らぎや潤いをもたらすものであり、活発な文化芸術活動は、まちに新たな息吹を与え、互いに共感し合う心を通じて多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものです。また、文化芸術基本法においては、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を認識するとともに、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとし、まちづくりに生かすことが示されています。

北上市は、古くから交通の要衝として人、物、情報が行き交う歴史の中で、進取の気風と多様性に対応した風土が生まれ、特有の文化として創造され今に至っています。このような背景の下、多様な交流により独自の文化を発展させてきた歴史と共に築かれた豊かな文化を将来にわたり継承し、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を促進していく必要があります。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにし、その方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、北上市における文化芸術の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民、文化芸術活動を行う者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の役割及び責務を明らかにし、文化芸術を生かしたまちづくりを推進することにより、心豊かな市民生活及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第13条までに規定する芸術、芸能、生活文化等をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、享受し、若しくは継承し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を置く事業者及び市内でまちづくり活動をする団体をいう。
- (4) 文化芸術活動を行う者 文化芸術活動を行うものをいう。
- (5) 教育に携わる者 市内で教育又は保育に携わるものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が促進されるとともに、地域文化と芸術産業の発展が図られるよう配慮すること。
- (2) 年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく多様な文化芸術活動を行うことができるような環境の整備を図ること。
- (3) 豊かな風土及び歴史に培われてきた本市の伝統的な文化を次代へ継承し、文化芸術を生かした魅力ある都市アイデンティティの形成に努めること。

(市の役割及び責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、国、岩手県及びその他の地方公共団体及び関係機関等と連携を図り、文化芸術に関する施策を推進しなければならない。
- 3 市は、市民等と相互に連携し協働することにより、文化芸術を生かしたまちづくりを進めなければならない。

(市民の役割及び責務)

第5条 市民は、多様な文化芸術が生み出す価値を尊重し、文化芸術活動に協力するよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割及び責務)

第6条 文化芸術活動を行う者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割及び責務)

第7条 教育に携わる者は、文化芸術に関する教育を通じて、乳幼児、児童、生徒等の感性を育み、文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、表現力を高め創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市民等及び市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 市民等による多様な文化芸術活動が促進され、文化芸術活動を行う者のなりわいとなるような「元気なまち」にするための施策
- (2) 青少年、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動に配慮した「優しいまち」にするための施策
- (3) 文化財、特に民俗芸能の保存、継承及び活用並びに新たな文化芸術の創造が市民等の誇りとなるような「魅力的なまち」にするための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する必要な施策

(文化芸術推進基本計画)

第9条 市は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市は基本計画を定めるに当たっては、広く市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(推進会議)

第10条 文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価を行うため、北上市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の設置について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料2 北上市文化芸術推進会議規則

北上市文化芸術推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市文化芸術基本条例（令和3年北上市条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、北上市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価に関すること。
- (2) 北上市文化芸術推進基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他文化芸術に関する施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 公募による市民

2 男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の3未満とならないよう努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、まちづくり部生涯学習文化課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料3 北上市文化芸術振興ネットワーク会議要綱

北上市文化芸術振興ネットワーク会議要綱

(設置)

第1 (仮称)北上市文化芸術基本条例の制定及び(仮称)北上市文化芸術振興基本計画の策定に関し意見を求めるため、北上市文化芸術振興ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) (仮称)北上市文化芸術基本条例の制定に関すること。
- (2) (仮称)北上市文化芸術振興基本計画の策定に関すること。

(組織)

第3 ネットワーク会議は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 公募による市民

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から(仮称)北上市文化芸術振興基本計画の策定が完了した日までとする。

(会長)

第5 ネットワーク会議に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 ネットワーク会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をネットワーク会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 ネットワーク会議の庶務は、まちづくり部生涯学習文化課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

参考資料4 北上市の文化芸術に関するアンケート（令和2年11月実施）

北上市の文化芸術に関するアンケート

1. 調査の目的

北上市文化芸術基本条例及び北上市文化芸術推進基本計画の策定に伴い、市民の文化芸術に関する状況を把握し、今後の施策の方向性を検討する基礎資料とすることを目的として実施しました。

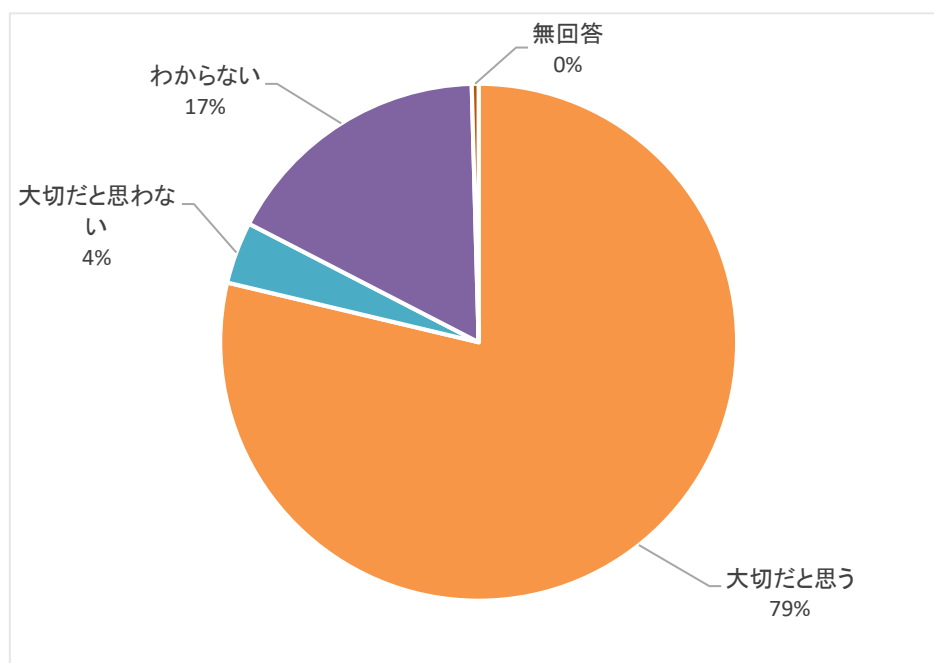
2. 調査対象及び抽出方法

- ① 調査対象：市内に居住する満15歳以上の男女1,300人
- ② 調査方法：設問法による無記名のアンケート調査（郵送配布・郵送回収・調査票に記載のURLやQRコードからのWEB回答併用）
- ③ 調査期間：令和2年10月5日～令和2年11月6日
- ④ 抽出方法：無作為に抽出
- ⑤ 調査主体：北上市まちづくり部生涯学習文化課

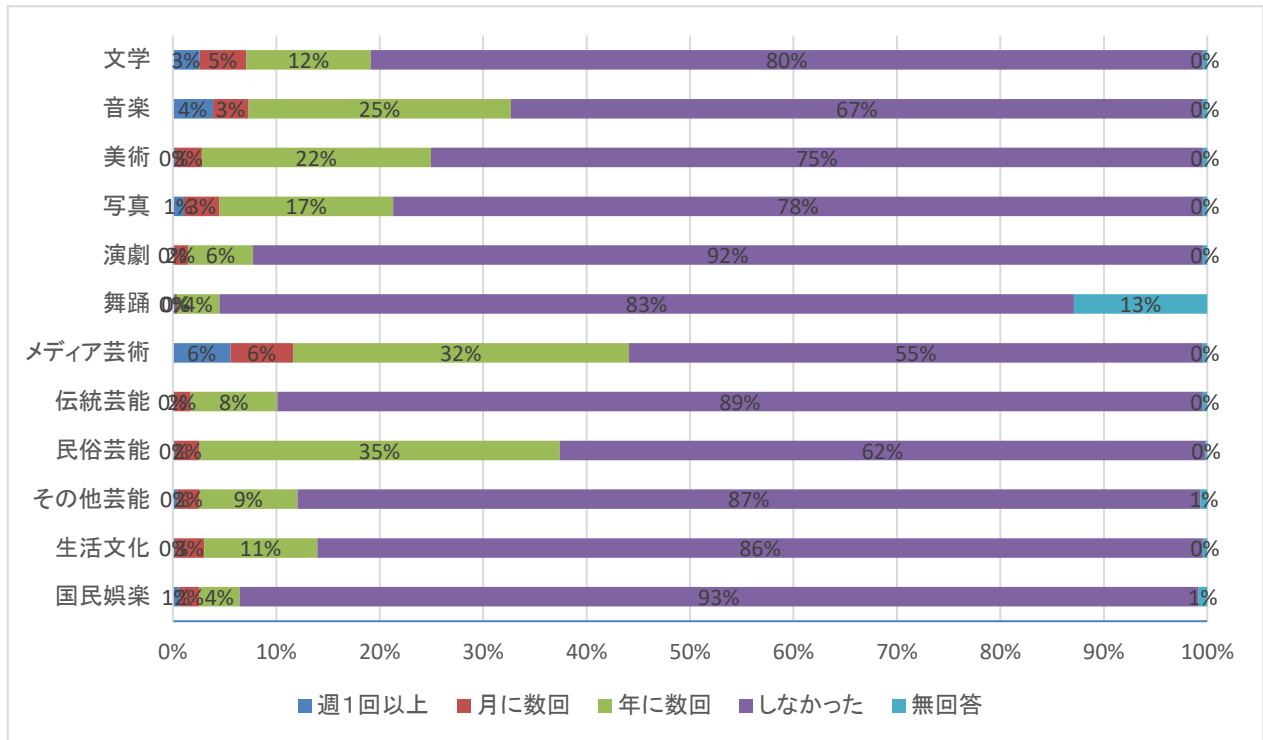
3. 調査票の回収状況

標本数 1,300 件、回収数 465 件、回収率 35.8%

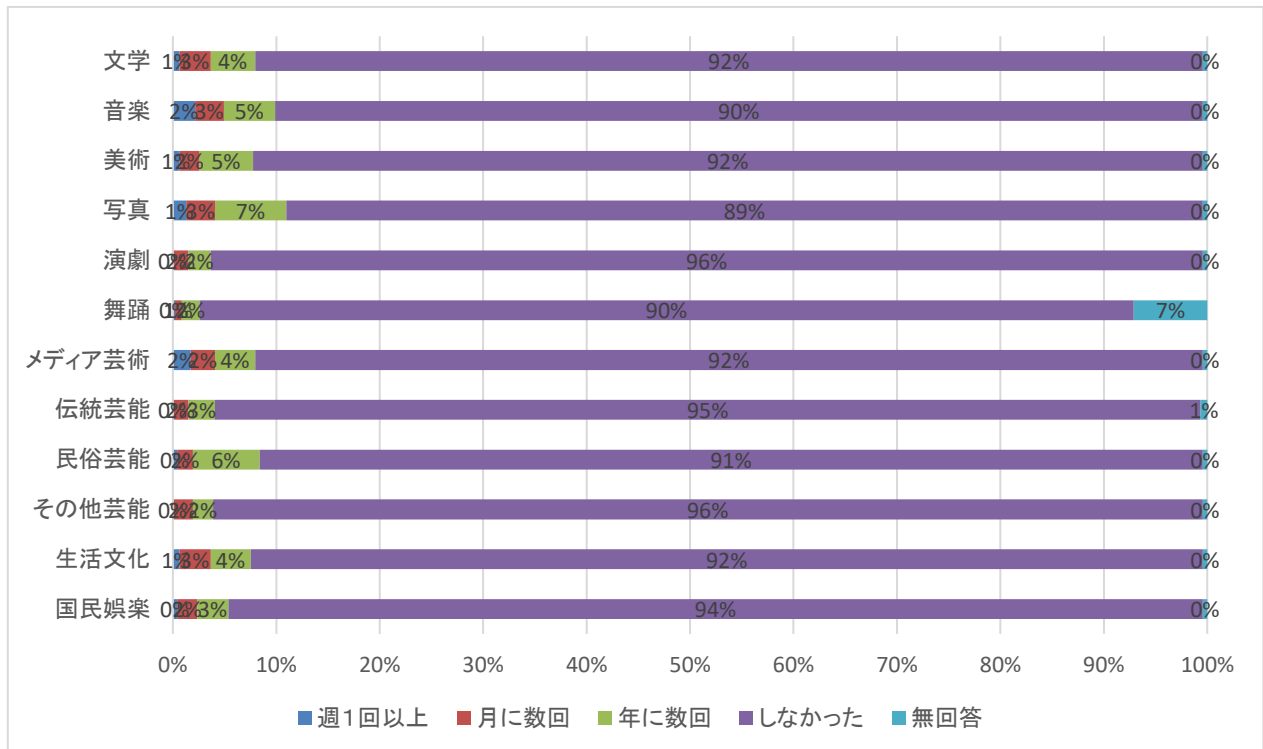
Q 日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、活動を行ったりすることは、大切なことだと思いますか



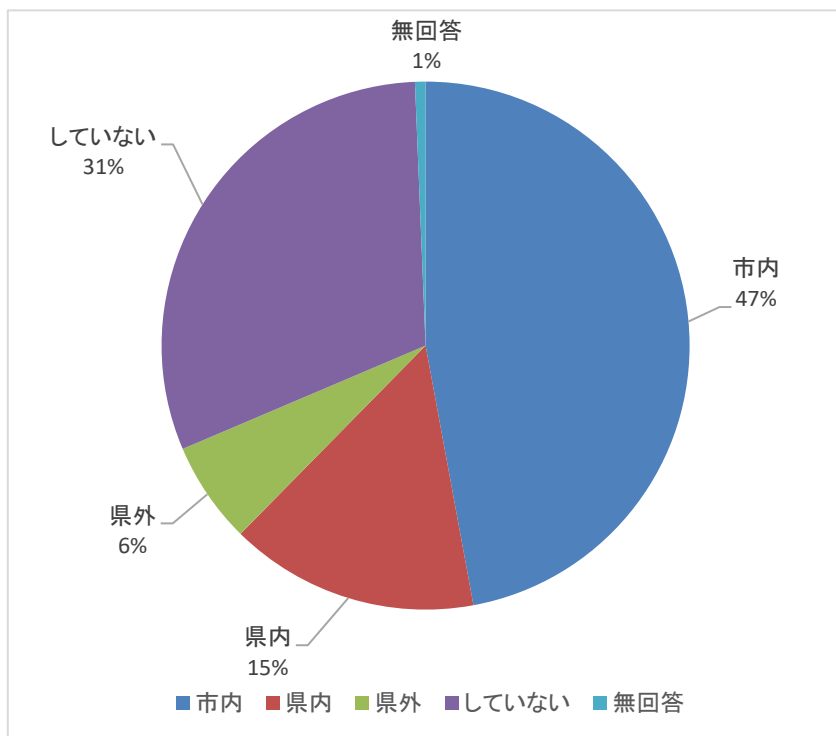
Q 昨年度（2019年度）に文化芸術を鑑賞した頻度はどのくらいですか（自宅での鑑賞は除く）



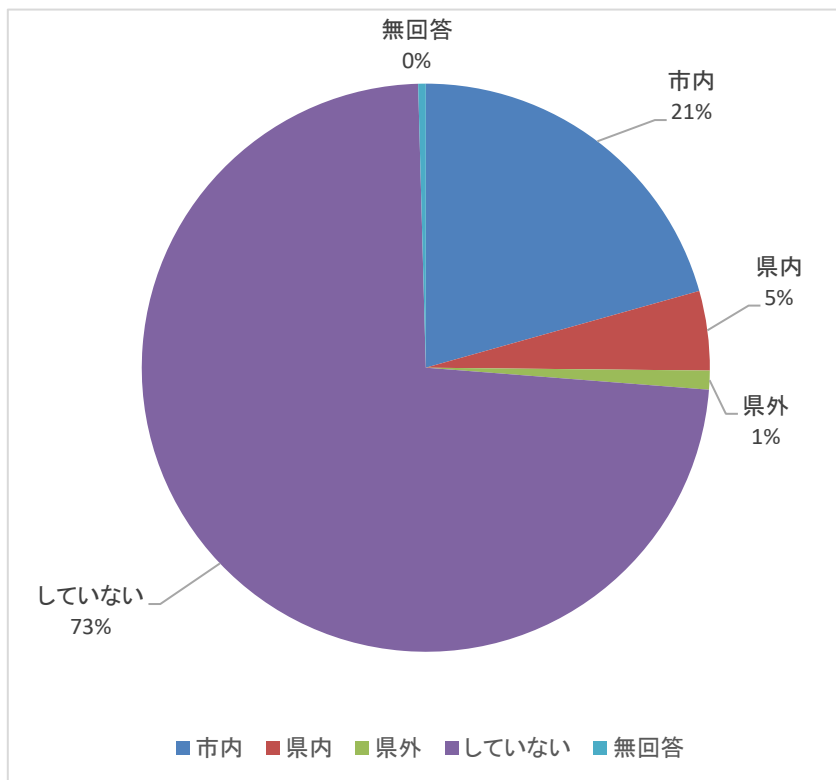
Q 昨年度（2019年度）に文化芸術活動を行った頻度はどのくらいですか



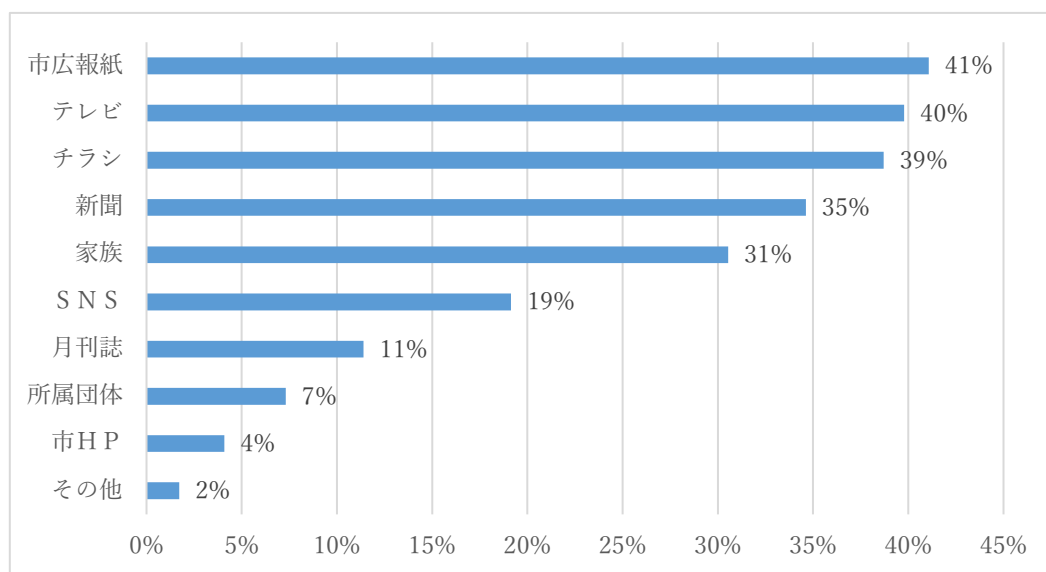
Q 文化芸術の鑑賞を行う主な場所はどこですか



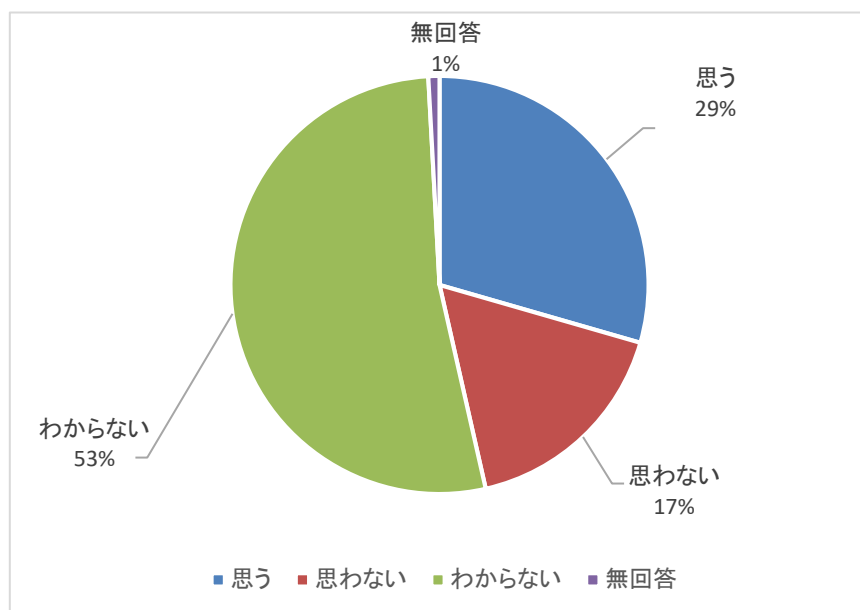
Q 文化芸術の活動を行う主な場所はどこですか



Q 文化芸術に関する情報を得る手段はなんですか



Q 北上市を文化芸術活動の鑑賞や活動機会の盛んなまちだと思いませんか



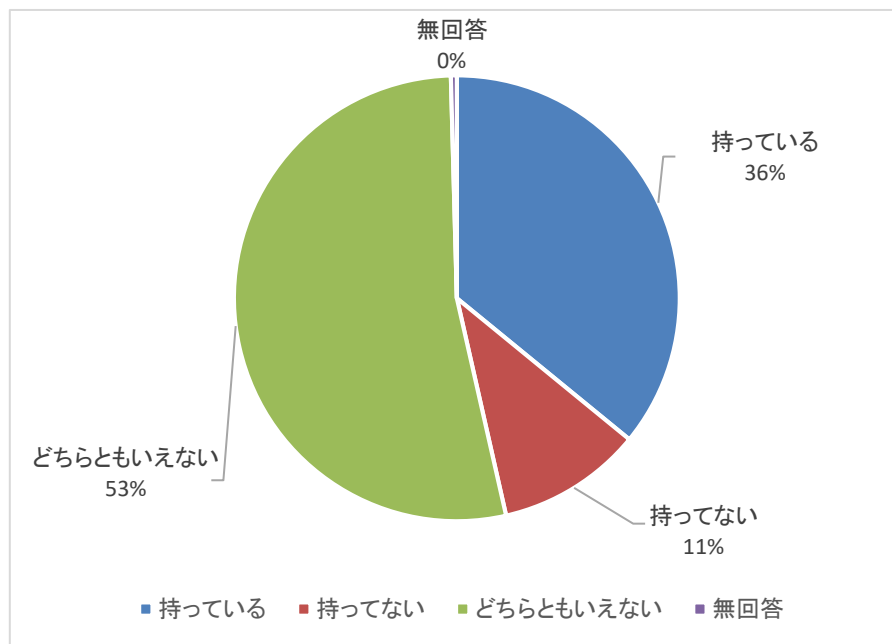
【盛んなまちだと思う理由】※一部抜粋

- ・さくらホールで様々な催しが開催されるから。(その他同様の意見多数)
- ・鬼剣舞を始め鹿踊り、神楽などの郷土芸能を披露する機会があり、また地域でも郷土芸能に力を入れ取り組んでいるから。
- ・発表の場が多いこと。学生たちの参加が多く、活躍しているから。

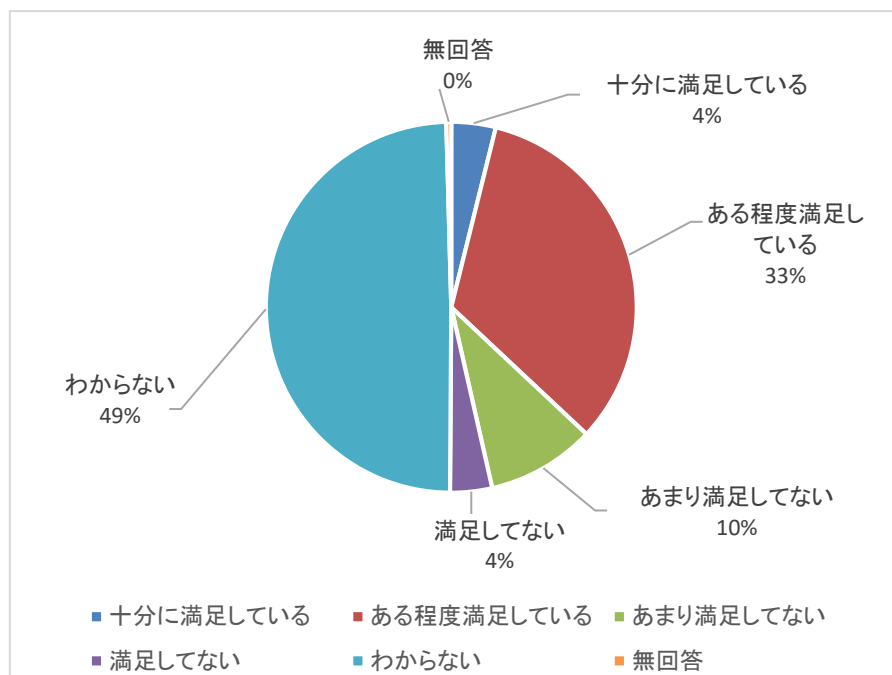
【盛んなまちだと思わない理由】※一部抜粋

- ・文化芸術の鑑賞や体験の機会が少ない。
- ・どのような活動をしているのかPRが少ない。
- ・情報の発信がないから。
- ・一部だけで、全体に浸透していないと感じる。
- ・どのような文化芸術活動を行っているか、わからないから。

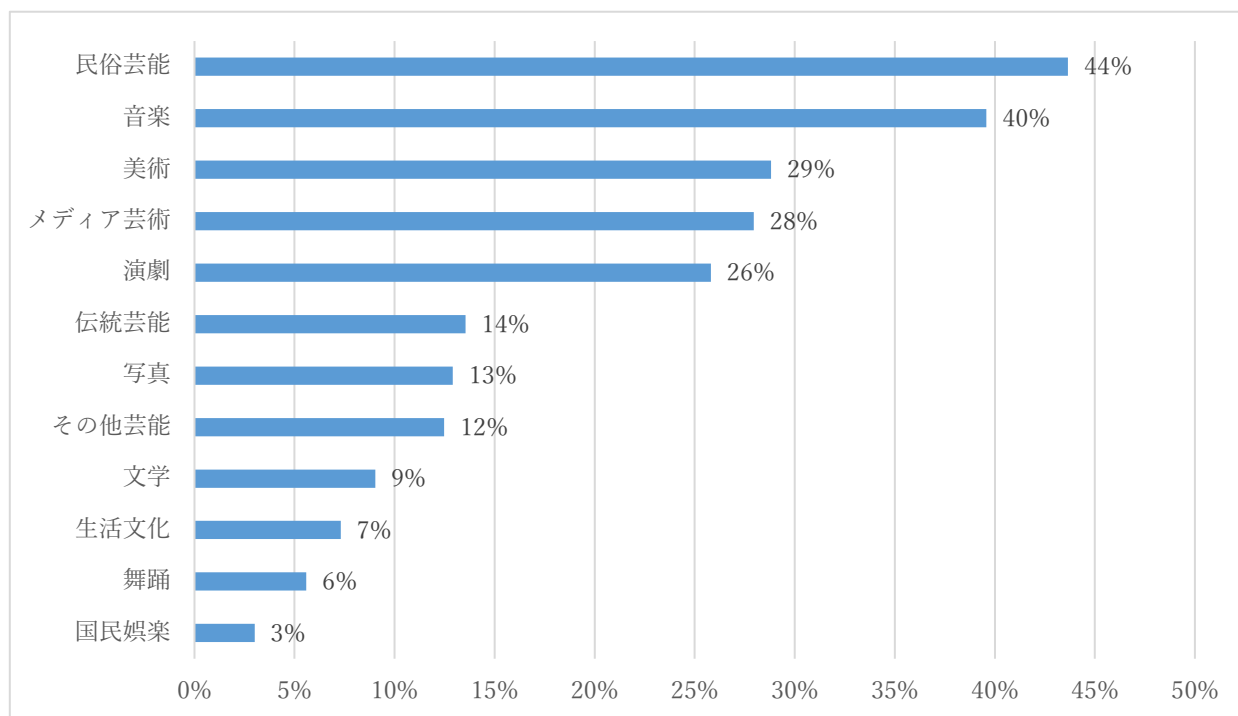
Q 北上市の文化資源(文化財、人材、施設)について誇りや愛着を持っていますか



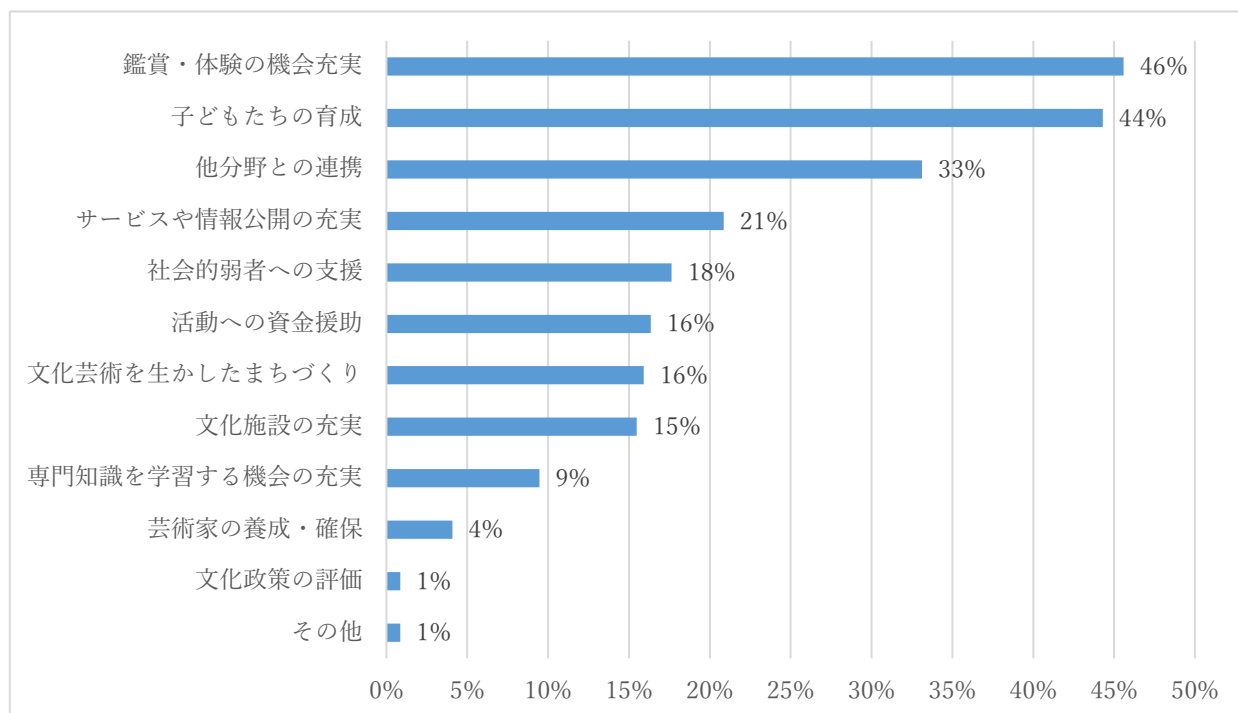
Q 北上市の文化政策(行政の取組)に満足していますか



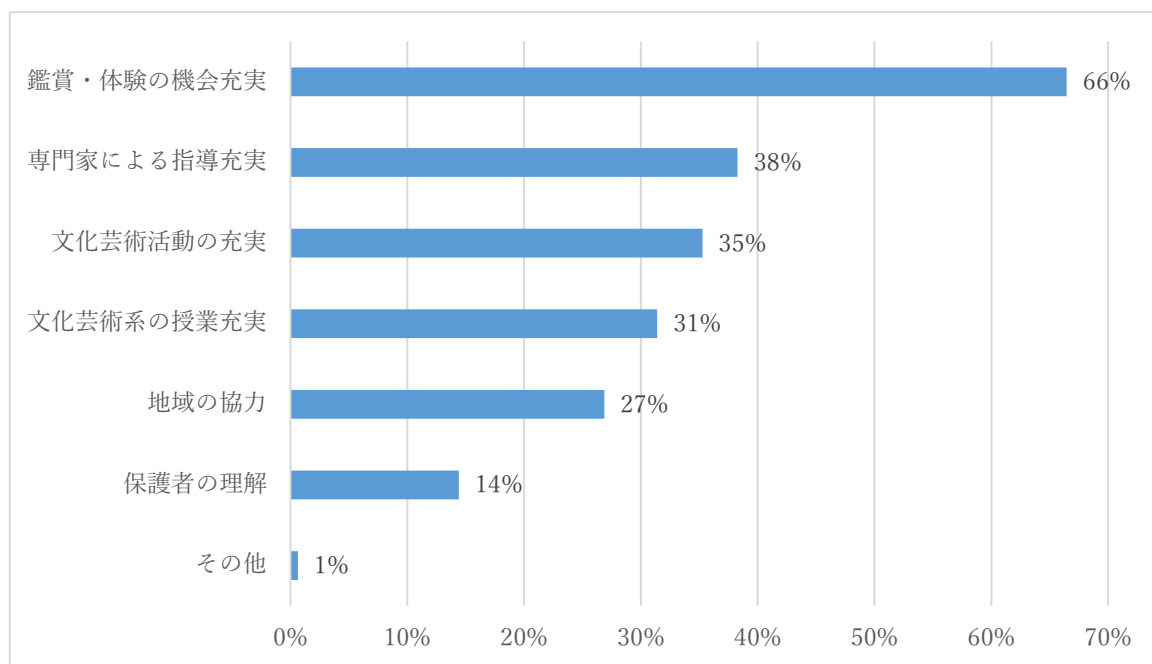
Q 北上市の文化政策(行政の取組)で力を入れてほしい分野はなんですか



Q 北上市の文化政策(行政の取組)で進めてほしいことはなんですか



Q 次代を担う子どもたちに対し、力を入れてほしい文化政策（行政の取組）はなんですか



参考資料5 北上市文化芸術推進基本計画の基本方針等に対応する事業一覧

基本方針	基本施策	具体的施策	事務事業名	担当課
1 自主性及び創造性の尊重	1-1 文化芸術活動環境の整備	● 自主的・創造的な文化芸術活動拠点の提供	利根山光人記念美術館管理事業	生涯学習文化課
			自治公民館整備費補助金	生涯学習文化課
			日本現代詩歌文学館管理運営事業	生涯学習文化課
			文化交流センターさくらホール管理事業	生涯学習文化課
			日本現代詩歌文学館基金積立金	生涯学習文化課
			文化交流センターさくらホール修繕・整備事業	生涯学習文化課
			日本現代詩歌文学館施設整備事業	生涯学習文化課
			文化交流センターさくらホール備品購入事業	生涯学習文化課
			中央図書館管理運営事業	中央図書館
			江釣子図書館管理運営事業	中央図書館
			和賀図書館管理運営事業	中央図書館
			博物館維持管理事業(本館)	博物館本館
			博物館分館運営事業	博物館和賀分館
			鬼の館維持管理事業	鬼の館
		★ 芸術にふれる機会の提供	北上市所蔵美術品の管理公開事業	生涯学習文化課
			芸術文化事業の共催・後援事務	生涯学習文化課
			北上市民芸術祭運営委員会事務	生涯学習文化課
			北上市市民芸術祭開催費補助金	生涯学習文化課
			北上市芸術文化協会活動費補助金	生涯学習文化課
	利根山光人記念美術館企画事業		生涯学習文化課	
	北上市民劇場開催費補助金		生涯学習文化課	
日本現代詩歌文学館振興会運営費補助金	生涯学習文化課			
北上市所蔵美術展開催事業	生涯学習文化課			
● 生涯学習との連携	地域教育力向上支援事業	生涯学習文化課		
	地域学校協働本部設置事業	生涯学習文化課		
	講座開設事業	生涯学習文化課		
	生涯学習ハンドブック	生涯学習文化課		
	まちづくり出前講座	生涯学習文化課		
	自治公民館活動費補助金	生涯学習文化課		
1-2	● 芸術家と専門人材を生かした活動の充実	● 芸術家と専門人材の活動環境づくり		

基本方針		基本施策		具体的施策	事務事業名	担当課
2	文化芸術による社会包摂の実現	2-1	ボーダーレスな交流と活動の充実	ボーダーレスな交流と ● 誰もが参加しやすい環境づくり	国際交流ルーム管理運営事業	地域づくり課
					インターナショナルスクール運営事業	地域づくり課
				● 子どもや子育て世代の参加促進	夏まつりみこし部会事務局	生涯学習文化課
					北上地区高等学校合同作品展開催事業	生涯学習文化課
					「おかあさんの詩」全国コンクール実行委員会事務局・開催費補助金	生涯学習文化課
					北上市交通安全対策協議会補助金	地域づくり課
					選挙啓発事務	選管事務局
		● サポート体制の充実	青少年鑑賞事業補助金	生涯学習文化課		
		2-2	障がい者の文化芸術活動の充実	★ 障がい者への活動支援 ● 支える人材の充実	障がい者福祉展開催事業	障がい福祉課
		3	誇りの持てる北上らしさの発信	3-1	地域文化の継承	● 地域文化の継承
				北上市芸術文化功労顕彰基金積立	生涯学習文化課	
3-2	民俗芸能活動の推進と担い手の育成			★ 民俗芸能活動の推進 ● 誇りの醸成	みちのく芸能まつり開催事業	商業観光課
					みちのく芸能まつり事業費補助金	商業観光課
					北上市民俗芸能支援事業	文化財課
					民俗芸能保存振興補助金	文化財課
					伝統文化継承事業	鬼の館
					民俗芸能振興交流事業	文化財課
					講座・体験学習会実施事業	鬼の館
3-3	特色ある資源の保存と活用			● 特色ある資源への理解促進	市史編さん事業	総務課
					北上市みちのく民俗村管理事業	商業観光課
					みちのく民俗村まつり事業費補助金	商業観光課
					景観形成等事務	都市計画課
					収蔵資料等公開事業	文化財課
					文化財説明板等設置事業	文化財課
				● 特色ある資源の保存活用	北上平和記念展示館資料保存事業費補助金	生涯学習文化課
					芸術文化振興事業	生涯学習文化課
					史跡内容確認調査事業	文化財課
					収蔵資料管理事業	文化財課
					史跡・文化財管理事業	文化財課
		文化財保護事業	文化財課			
		文化財悉皆調査記録保存事業	文化財課			
調査研究・資料収集等事業	博物館					
教育普及事業	博物館					
特別展示事業	博物館					
常設展・企画展等	鬼の館					
4	しくみづくり	4-1	専門人材の確保と育成	● 専門人材の確保と育成		
		4-2	多様な分野との連携	★ ネットワークの構築		
				● 施設間連携		
		4-3	ネットワークを活用した情報や知識の共有	● ICTの活用		
				● アーツカウンシルの創設		

参考資料 6 策定経過

開催・実施年月日	経過
令和2年10月5日 ～11月6日	北上市の文化芸術に関するアンケート実施
令和3年4月28日	第1回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年5月27日	第2回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年6月25日	文化施策ワーキング（文化施設等の職員）15人
令和3年6月30日	第3回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年7月6日	文化施策ワーキング（地域づくり組織、まちづくり市民活動団体、国際交流）13人
令和3年7月11日	文化施策ワーキング（文化芸術活動団体、アーティスト）15人
令和3年7月27日	第4回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年11月14日	文化施策ワーキング（学生、障がい福祉施設職員、民俗芸能団体）21人
令和3年11月28日	文化施策ワーキング（文化施設等の職員、まちづくり市民活動団体、文化芸術活動団体、アーティスト、学生、障がい福祉施設職員、民俗芸能団体）16人
令和3年12月15日	第5回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和4年1月13日	第6回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和4年1月18日	第1回北上市文化芸術振興検討会議幹事会
令和4年2月10日	第2回北上市文化芸術振興検討会議幹事会
令和4年2月15日	第1回北上市文化芸術振興検討会議
令和4年4月26日	第7回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和4年5月9日	第2回北上市文化芸術振興検討会議
令和4年5月27日 ～6月13日	パブリックコメント
令和4年6月22日	北上市教育委員定例会
令和4年6月27日	庁議決定

参考資料7 北上市文化芸術振興ネットワーク会議委員

区分		氏名	役職
知識経験者 第1号委員	会 長	新 田 満	(一財)北上市文化創造理事長
知識経験者 第1号委員	委 員 (職務代理)	山 下 正 彦	北上市芸術文化協会会長
知識経験者 第1号委員	委 員	小 原 善 則	北上市社会福祉協議会会長
知識経験者 第1号委員	委 員	熊 谷 春 夫	(一財)日本現代詩歌文学館運営協会 事務局長
知識経験者 第1号委員	委 員	昆 野 将 俊	いわて文化芸術コーディネーター
知識経験者 第1号委員	委 員	菅 原 晃	北上市民俗芸能協会理事長
市民公募 第2号委員	委 員	千 葉 真 弓	市民公募委員

参考資料 8 北上市文化芸術推進会議委員

区分		氏名	役職
学識経験者 第1号委員	会 長	中 川 幾 郎	帝塚山大学名誉教授
学識経験者 第1号委員	委 員 (職務代理)	役 重 眞喜子	岩手県立大学講師
知識経験者 第2号委員	委 員	阿 部 武 司	(有)東北文化財映像研究所代表
知識経験者 第2号委員	委 員	嶋 田 佳 子	NPO法人芸術工房
知識経験者 第2号委員	委 員	八重樫 信 治	(一社)北上観光コンベンション協 会専務理事
知識経験者 第2号委員	委 員	薄 衣 景 子	(一社)北上国際交流協会代表理事
知識経験者 第2号委員	委 員	板 垣 崇 志	しゃかいのくすり研究所代表
知識経験者 第2号委員	委 員	豊 田 栄 治	北上市退職校長会理事
知識経験者 第2号委員	委 員	阿 部 大 司	商工会議所
市民公募 第3号委員	委 員	千 葉 真 弓	市民公募委員